

宿毛市非常事態宣言

新型コロナウイルス感染症の急速な蔓延を受け、4月7日に国は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態を7都府県に宣言しました。

本市においても、3月31日に初めての感染者が確認されて以来、急速な感染拡大が続いており、小中学校の一斉臨時休校をはじめ、市主催イベントの延期・中止、公共施設の休止、市民の皆様への不要不急の外出自粛要請など、あらゆる対策を講じてきましたが、4月に入り、いわゆるクラスター事例も発生し、新型コロナウイルスの感染拡大はまさに危機的な状況にあるといっても過言ではありません。

このような事態を受け、市民一丸となって、これ以上の感染拡大を阻止するため、ここに非常事態を宣言し、本日より5月6日までの間、以下のことを強く要請します。

- 手洗いや咳エチケット、マスクの着用など基本的な感染症対策の徹底をお願いいたします。
- 昼夜を問わず不要不急な外出を避け、人との接触を可能な限り減らしてください。
- やむを得ず人と接触する場合であっても、お互い手を伸ばした程度の距離を保つことを徹底してください。
- 日常生活において、「3つの密」①密閉、②密集、③密接（2m以内での会話や発声）が同時に重なる場を徹底的に回避してください。
- 事業者の皆様におかれましては、施設の消毒、こまめな換気などの感染対策を徹底するとともに、従業員の健康状態の把握に努め、感染防止に努めてください。
- 特に、不特定多数の方々が利用する飲食店や量販店などの事業者の皆様におかれましては、利用者同士が可能な限り距離を取れるよう、徹底した感染防止対策をとっていただきますようお願いいたします。

令和2年4月15日

宿毛市長 中 平 富 宏